

市民局 9月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由(7条該当号)				担当局	担当
平成29年 9月5日	平成29年 9月8日	大阪市庁舎内で、政党機関紙を公的に購読している部数(局と部、課、室まで)平成29年度。 政党機関紙を市庁舎内勧誘、配達、集金をする場合の許可証の発行の有無。発行している時は、その資料平成29年度	不存在				号	市民局	総務グループ
平成29年 9月11日	平成29年 9月15日	H29.8.15付大北福第457号部分公開決定通知書での公開文書に、条件に示した七つの重大な不正あることについて所属又は所属長が文書、口頭、メール等で市長に伝えていることが確認できる文書。ただし、市長部局の全所属についてで、所属長の秘書的事務を行う部署による各所属一ヶ所による決定でよい。	不存在				号	市民局	総務グループ
平成29年 9月11日	平成29年 10月10日	・平成26年10月27日付け訴状に書証番号の記載のある書証 ・平成27年9月10日付け判決書 ・平成27年9月10日付け判決書に書証番号の記載のある書証	公開				号	市民局	消費者センター
平成29年 9月11日	平成29年 10月10日	・平成26年9月3日付け異議申立書 ・平成26年10月27日付け訴状 ・訴状に関連する平成26年11月11日付け訴状訂正申立書及び同年11月7日付け求釈明申立書及び同年11月11日付け訴えの追加申立書及び同年11月17日付け訴状訂正申立書	部分公開	1	2		号	市民局	消費者センター
平成29年 9月11日	平成29年 10月10日	平成26年10月1日付け大市民消費第168号による大阪市情報公開審査会あて諮問に対する答申書	不存在				号	市民局	消費者センター
平成29年 9月19日	平成29年 9月28日	H29.8.15付大北福第457号で公開した「決定書」に多くの重大なコンプライアンス違反があることについて、北区を除く市長部局の所属長含む職員および監査委員からの報告(口頭、電話 文書、メール等)で、市長がこの決定書の存在を承知していることが確認できる を録音したもの、 文書等のすべて。	不存在				号	市民局	総務グループ

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由(7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 9月28日	担当課長が調査や聞き取り等の結果を市民に回答することを目的とした調査や聞き取り等のための市内出張において復命書を作成していない案件について、出張の目的が確認できる文書、市民への回答文書とその決裁、口頭で復命行った場合、その内容とだれに行ったのか確認できる文書。ただし、H28年度以降分で北区福祉課長の出張を除く。所属ごと各年度当初分3件。	不存在		市民局	総務グループ
平成29年 9月19日	平成29年 9月28日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民（申請者）に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が公開、非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分	不存在		市民局	総務グループ